

# 平成 2 2 年度原子力総合防災訓練

## 実施要領

平成 2 2 年 1 0 月

内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当) 付  
内閣府政策統括官 (防災担当)  
文 部 科 学 省  
経 済 産 業 省

## 目次

第1節	平成22年度原子力総合防災訓練実施要領	1
1	目的	1
2	訓練の基本方針	1
3	平成22年度原子力総合防災訓練の重点項目（特徴）	2
4	実施時期	2
5	防災訓練の対象となる事業所	2
6	実施場所	2
7	参加機関	2
8	実施概要	3
9	住民の視点に立った訓練及び啓発活動	6
10	訓練の中止	6
第2節	国、関係地方公共団体および原子力事業者共通の訓練実施要領	7
1	緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練	7
2	警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練	8
3	オフサイトセンターの運営訓練	9
第3節	国が主体となつて行う訓練実施要領	11
1	初動・警戒段階の対応訓練	11
2	原子力緊急事態宣言に係る訓練	11
3	緊急事態における対応訓練	12
4	広報訓練	13
第4節	関係地方公共団体が主体となつて行う訓練実施要領	14
1	災害対策本部設置・運営訓練	14
2	静岡県浜岡原子力防災センター参集訓練（運営訓練）	14
3	緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）	15
4	住民広報活動訓練	15
5	住民避難訓練	16
6	災害時要援護者避難訓練	17
7	避難所・救護所の設置・運営訓練	17
8	緊急被ばく医療訓練	17
9	交通規制・警戒警備訓練	18
第5節	原子力事業者が主体となつて行う訓練実施要領	19
1	事故拡大防止訓練	19
2	災害対策本部の設営及び通報・連絡訓練	19
3	緊急時環境モニタリング訓練	19
4	避難誘導訓練	20
5	救助・医療活動訓練	20
6	原子力発電所消防訓練	21
7	原子力事業者支援連携訓練	21

## 第1節 平成22年度原子力総合防災訓練実施要領

### 1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第13条に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等関係者が共同して行うものである。訓練の主たる目的は、それぞれの防災関係機関の機能確認及び防災関係機関相互の協力の円滑化を図るとともに、訓練を通して評価等を行って防災関係機関の平時からの組織体制の実効性を確認する。また、地域住民を含む防災関係者が原子力災害に対して十分な心構えを持つことができるよう、原子力防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るものである。

### 2 訓練の基本方針

#### (1) 実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価

原子力総合防災訓練においては、最も重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずべき事項（いわゆるシナリオ）をより実践的に作成し、万一の災害発生時に誰がどのような役割を担い、誰とどのように連携するか等を、総理から住民までが参加し、シナリオに則り実際に行動しながら訓練参加者が自らの役割を確認することを目的として訓練を行う。また、原子力防災対策の中核となる防護対策決定プロセスについて、中心となる災害対応関係者の即応能力の向上を図るための防護対策演習（シナリオ非提示）を行い、これら原子力総合防災訓練と防護対策演習が相まって総合的に訓練目的の達成を図る。

訓練の準備段階では、効果をより高めるため、研修の開催による参加者への練度の充実を図るとともに、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関、地域住民等と、それぞれの役割を確認しつつ協力し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性の向上を図る。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う効果的な方式を採用する。

訓練終了後には、シナリオ作成途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者からの意見聴取、外部有識者による評価等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにするなど訓練の方法を検証した上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制の維持、整備を図る。

#### (2) 訓練における国、地方公共団体及び関係機関の連携等

国は、原子力総合防災訓練において、防災関係機関の幅広い協力体制の構築を図る。また、訓練参加機関等との連携を図りつつ、国として防災に取り組む姿勢や災害対策の必要性・重要性等について、この訓練を通じて国民に対して理解を求めるものとする。

一方、地方公共団体等は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、安全規制担当省庁、指定公共機関、他の地方公共団体等との緊密な連携の下、広域的なネットワークの活用や、地方公共団体相互間において締結されている協定等に基づく訓練参加に努める。

#### (3) 年度を通じた計画的訓練の推進

防災関係職員の災害対応能力の向上のためには、日頃からの自己研鑽・自己啓発の積み重ねが期待される。このため、防災関係職員は、原子力総合防災訓練に先立ち、防護対策演習及び原子力防災のための各種研修、演習等に参加し日頃より組織的に災害対応能力の向上が図られるよう努める。

#### (4) 住民の視点に立った訓練及び防災活動の推進

防災関係職員の行動の基本となるものは、「住民の視点に立った訓練及び防災活動」の考え方によったものでなければならない。したがって、訓練参加者は、住民の視点に立って、各種の訓練において地域住民の不安を取り除く努力又は、疑問に対して誠実に対応するように

努める。

### 3 平成22年度原子力総合防災訓練の重点項目（特徴）

#### （1）迅速・的確な初動対応の充実

トラブル発生時における通報・連絡体制、プレス対応の充実を図る。

#### （2）広報活動の充実

初動時からの広報活動及び関連の国際機関・海外政府機関等への情報発信の充実を図る。  
また、在住外国人や災害時要援護者のためのケーブルテレビ等の活用を含む住民への広報を行う。

#### （3）災害時要援護者の避難支援対策等の充実

災害時要援護者に対する避難支援対策及び避難訓練等の充実を図る。

#### （4）緊急被ばく医療活動の充実

初期～三次被ばく医療機関への搬送体制の確認、専門家の派遣受け入れ等による緊急被ばく医療活動の充実を図る。

### 4 実施時期

平成22年10月20日（水） 13時00分～18時00分 訓練Ⅰ  
10月21日（木） 7時30分～13時00分 訓練Ⅱ

### 5 防災訓練の対象となる事業所

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所3号機

### 6 実施場所

東京 官邸、内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

静岡県 静岡県庁、静岡県浜岡原子力防災センター、静岡県環境放射線監視センター、御前崎市役所、牧之原市役所、掛川市役所、菊川市役所、中部電力株式会社浜岡原子力発電所3号機、浜岡原子力発電所3号機を中心とした概ね半径10km以内の地域及び海域

その他 経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、中部電力株式会社本店

### 7 参加機関

#### 7.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

#### 7.2 指定地方行政機関等

経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、浜岡原子力保安検査官事務所、第三管区海上保安本部、清水海上保安部、御前崎海上保安署、第三管区海上保安本部羽田航空基地、気象庁東京管区气象台、静岡地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、中部運輸局、東京航空局東京空港出張所、中部地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、海上自衛隊第21航空群、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、東海北陸厚生局、静岡労働局

### 7. 3 地方公共団体等

静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、静岡県警察本部、牧野原市御前崎市広域施設組合消防本部、菊川市消防本部、掛川市消防本部、緊急消防援助隊（川崎市消防局）、菊川警察署、牧之原警察署、掛川警察署、清水警察署、静岡県環境放射線監視センター、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、静岡県消防防災航空隊、静岡県立病院機構、静岡市消防局、愛知県警察航空隊、御前崎市立御前崎総合病院、榛原総合病院、掛川市立総合病院、菊川市立総合病院、静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部附属病院、藤枝市立総合病院、焼津市立総合病院、市立島田市民病院、静岡赤十字病院、浜松赤十字病院

### 7. 4 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会、日本赤十字社、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海、中日本高速道路株式会社、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

### 7. 5 指定地方公共機関等

社団法人静岡県医師会、社団法人小笠医師会、社団法人静岡県放射線技師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県バス協会

### 7. 6 訓練対象原子力事業者

中部電力株式会社

### 7. 7 その他

在日フランス大使館 等

### 7. 8 訓練参加数

参加機関 86 機関  
参加人数 約 2, 175 人

[内訳]	指定行政機関等	19 機関	約 420 人
	指定地方行政機関等	14 機関	約 190 人
	地方公共団体等	32 機関	約 480 人
	指定公共機関等	12 機関	約 470 人
	指定地方公共機関等	6 機関	約 10 人
	原子力事業者	2 機関	約 420 人
	その他関係機関	1 機関	約 10 人
住民等の参加人員	国との合同訓練		約 180 人
合計参加人数			約 2, 180 人

(細部は別紙－1 参照)

## 8 実施概要

### 8. 1 事故想定

浜岡原子力発電所 3 号機（別紙－2「中部電力株式会社 浜岡原子力発電所および立地自治体の概要」）において、定格熱出力一定運転中、原子炉給水系の故障により原子炉水位が低下し原子炉が自動停止した。その後の非常用炉心冷却装置等複数の設備故障により、放射性物質の放出のおそれがあり、万一放射性物質が放出された場合、その影響が発電所周辺地域に及ぶおそれがある。（別紙－3「浜岡原子力発電所 3 号機 系統概要図」、別紙－4「原子

力防災訓練における事象進展」)

## 8. 2 影響範囲の検討と応急対策活動

緊急事態に至った場合に迅速な防護対策を実施するため、警戒段階において、予測線量の解析結果を活用した周辺住民への影響範囲の検討結果に従い避難等の防護対策案を予め策定しておく。緊急事態宣言発出後には予め策定した避難等の防護対策案を現地にて決定し、国、静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市及び原子力事業者が連携して住民避難対策など各種の応急対策活動を実施する。(別紙-5「防護対策区域」、別紙-6「訓練想定条件等」)

## 8. 3 訓練の前提

### 8. 3. 1 訓練シナリオ

原子力総合防災訓練は、全ての防災関係機関の参加による初動態勢の確立から事後処置の決定までの一連の防災活動を通して、各機関における緊急時対応計画の実効性を検証するものであり、その具体的内容は、総理官邸・経済産業省・緊急事態応急対策拠点施設(静岡県浜岡原子力防災センター)・関係地方公共団体・原子力事業者の各災害対策本部の運営に加え、緊急時モニタリング、住民避難・退避、緊急被ばく医療などの諸活動である。

訓練を行うにあたっては具体的な原子力緊急事態を想定したシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的なものになるよう工夫をするものとする。(別紙-7「平成22年度原子力総合防災訓練の概要」、別紙-8「訓練進行予定概要」、別紙-9「平成22年度原子力総合防災訓練 進行表」)

- (1) 事故のシナリオは原子力緊急事態に到る事象を詳細に作成し、原災法第10条に基づく警戒段階で防護対策を検討し、原災法第15条原子力緊急事態で決定する訓練を行うものとする。さらに、住民避難等の防護対策の実施範囲については訓練対象区域や重点的訓練ポイントを追加設定し、実効性のある訓練とする。
- (2) 各災害対策本部の運営訓練は、初動対応に係る訓練から事後処置に係る訓練まで、以下に示す4段階に集約した訓練とする。

#### 第1段階(初動対応に係る訓練)

#### 訓練Ⅰ

トラブル通報の第1報から開始し、原災法第10条に基づく通報・連絡・参集等に関する各種措置を行い、国の職員及び専門家の緊急派遣職員が静岡県浜岡原子力防災センターに到着し、現地警戒本部の設置等警戒態勢を確立する訓練を行う。また、警戒段階における緊急事態応急対策(準備)の訓練を行う。

#### 第2段階(緊急事態宣言に係る訓練)

#### 訓練Ⅱ

原災法第15条該当事象発生の判断から内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出等に係る緊急事態応急対策\*の訓練を行う。(※:避難等の勧告または指示に関する事項、放射線量の測定他原子力災害に関する情報収集、被災者の救難・救助その他保護に関する事項、社会秩序の維持に関する事項、緊急輸送の確保に関する事項及び緊急医療活動に関する事項)

#### 第3段階(緊急事態応急対策の各種措置訓練)

#### 訓練Ⅱ

避難・退避等具体的な防護対策実施決定に係る手続きから各種緊急事態応急対策の実施までの訓練を行う。

#### 第4段階(緊急事態解除に係る訓練)

#### 訓練Ⅱ

事故収束に伴う緊急事態解除及び事後処置に係る各種措置の訓練を行う。

なお、緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の現場訓練については、実時間に沿って行うものとする。その他の訓練は、原則として、実際に想定される経過時間から主要な部分を抽出して作成した訓練スケジュールに従って行うものとする。

#### 8. 3. 2 テレビ会議システムの活用

トラブル通報後、原災法第10条に基づく通報事象に至る可能性があると判断された後の初動態勢の確立及び原子力緊急事態の発生後の緊急事態応急対策の実施等に際して、テレビ会議システム等を活用して現地と中央の意見交換を行う。

具体的には、一日目は、

- (1) トラブル通報後、原災法第10条に基づく通報事象に至る可能性があると判断された後、原子力保安検査官事務所長を中心として開催する第1回原子力安全・保安院現地事故対策本部会議による情報共有
- (2) 原災法第10条に基づく通報受信後、原子力保安検査官事務所長を中心として開催する第1回現地事故対策連絡会議による情報共有
- (3) 国の職員が到着した後に開催する第2回現地事故対策連絡会議での現地警戒態勢の確立等

の確認を行う。

二日目は、

- (1) 内閣総理大臣による緊急事態宣言発出直後の状況
- (2) 住民防護対策に関する政府現地対策本部長からの指示
- (3) 放射性物質放出のおそれなくなった後の緊急事態解除

に関して、政府対策本部、静岡県浜岡原子力防災センター及び関係地方公共団体の間でテレビ会議システムによる情報共有及び意見交換を行う。このうち、住民防護対策に関する政府現地対策本部長からの指示に係るテレビ会議と放射性物質放出のおそれなくなった後の緊急事態解除に係るテレビ会議には、原子力安全委員会も参加する。

また、

- (4) 原子力安全委員会による助言内容の検討を行う。

#### 8. 3. 3 音声会議用電話の活用

2日間の訓練全体を通して緊急時対応センター（東京）及び静岡県浜岡原子力防災センター（現地）の各々対応する機能班間を音声会議用電話で常時接続状態にしておき、各機能班間のスムーズな情報連絡、調整等を図る。

#### 8. 3. 4 プレス対応

- (1) 緊急時対応センター（東京）及び静岡県浜岡原子力防災センター（現地）における取材、プレス対応については、訓練の一環としてのプレス対応訓練と訓練への取材対応を区分して実施する。
- (2) プレスルームには常時広報支援要員を配置し、状況に応じた対応を行う。
- (3) 訓練に係る取材要領については、あらかじめ各記者会と調整しておくものとする。

#### 8. 4 訓練の開始及び終了

訓練Ⅰは、一日目、13時00分のトラブル発生を以て開始とし、現地警戒態勢確立の確認（18時00分）を以て終了とする。

訓練Ⅱは、二日目、7時30分に開始し、原子力緊急事態解除宣言発出後の各災害対策本部廃止（13時00分）を以て終了とする。

なお、訓練終了後、東京においては原子力安全・保安院長、現地においては経済産業副大臣、静岡県副知事及び御前崎市副市長が訓示・講評を行うものとする。

## 9 住民の視点に立った訓練及び啓発活動

住民の視点に立った訓練及び原子力防災の概要、原子力防災訓練の実施状況等が住民に把握できるように訓練前の説明や見学者向けの訓練映像の送信、防災講習会等を実施する。

## 10 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

## 第2節 国、関係地方公共団体および原子力事業者共通の訓練実施要領

### 1 緊急時の通信連絡、情報の収集・伝達訓練

#### 1.1 目的

緊急時の連絡体制に基づく関係機関相互の通信連絡体制の確立と業務関係者の習熟を図る。

#### 1.2 参加機関

##### (1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

##### (2) 指定地方行政機関等

経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、浜岡原子力保安検査官事務所、第三管区海上保安本部、清水海上保安部、御前崎海上保安署、第三管区海上保安本部羽田航空基地、気象庁東京管区气象台、静岡地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、中部運輸局、東京航空局東京空港出張所、中部地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、海上自衛隊第21航空群、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、東海北陸厚生局、静岡労働局

##### (3) 地方公共団体等

静岡県、静岡県環境放射線監視センター、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、静岡県警察本部、菊川警察署、牧之原警察署、掛川警察署、清水警察署、愛知県警察航空隊、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、掛川消防本部、菊川消防本部、静岡県消防防災航空隊、静岡県立病院機構、静岡市消防局、緊急消防援助隊（川崎市消防局）、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、御前崎市立御前崎総合病院、榛原総合病院、掛川市立総合病院、菊川市立総合病院、静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部附属病院、藤枝市立総合病院、焼津市立総合病院、市立島田市民病院、静岡赤十字病院、浜松赤十字病院

##### (4) 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会、日本赤十字社県支部、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社支社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社N T T ドコモ支店、中日本高速道路株式会社関東支社管理事務所、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

##### (5) 指定地方公共機関等

社団法人静岡県医師会、社団法人小笠医師会、社団法人静岡県放射線技師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県バス協会

##### (6) 訓練対象原子力事業者

中部電力株式会社

#### 1.3 訓練内容

浜岡原子力発電所の事故に対し、各防災関係機関が連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、関係機関相互の通信連絡訓練を行う。

通報には、緊急時連絡網、N T T 専用回線、N T T 一般回線、中央防災無線網、防災行政用無線、漁業無線等を使用する。

(1) 通信連絡、伝達訓練

事業者からの事故通報等の各種情報を関係機関等に迅速に通報するとともに、国、関係地方公共団体、関係機関等が緊密に連携し、迅速に情報伝達する訓練を行う。

(2) 情報収集訓練

事故の情報、関連の地方公共団体情報等を収集し、各種措置に反映させる訓練を行う。また、警察、消防、陸上自衛隊、海上保安庁のヘリコプターにより浜岡原子力発電所 3 号機周辺状況等の映像を官邸等へ伝送する。(別紙-10「航空機等運航表」)

## 2 警戒段階における緊急事態応急対策の準備のための連携活動訓練

### 2.1 目的

原災法第10条の通報等を受け、国、関係地方公共団体及び事業者が職員等の派遣を行うとともに、政府職員到着以前の警戒段階における経済産業省現地警戒本部・静岡県災害対策本部・緊急技術助言組織と経済産業省警戒本部が連携し、緊急事態応急対策案を策定する。

### 2.2 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

(2) 指定地方行政機関等

経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、浜岡原子力保安検査官事務所、第三管区海上保安本部、清水海上保安部、御前崎海上保安署、気象庁東京管区气象台、静岡地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、中部運輸局、東京航空局東京空港出張所、中部地方整備局、関東管区警察庁、陸上自衛隊東部方面隊、海上自衛隊第21航空群、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、東海北陸厚生局、静岡労働局

(3) 地方公共団体等

静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、静岡県警察本部、菊川警察署、牧之原警察署、掛川警察署、清水警察署、牧之原市御前崎市広域施設消防本部、静岡県環境放射線監視センター、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター

(4) 指定公共機関等

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

(5) 訓練対象原子力事業者

中部電力株式会社

### 2.3 訓練内容

#### 2.3.1 職員等の緊急派遣訓練

原災法第10条に基づく通報等を受け、国、関係地方公共団体及び事業者が職員等の現地派遣を行う。

#### 2.3.2 警戒段階における中央と現地の連携活動訓練

経済産業省警戒本部・静岡県災害対策本部・御前崎市災害対策本部・牧之原市災害対策本部・掛川市災害対策本部・菊川市災害対策本部・緊急技術助言組織・事業者が連携し、緊急事態応急対策案を策定する。

### 3 オフサイトセンターの運営訓練

#### 3.1 目的

原災法第12条第1項で規定する緊急事態応急対策拠点施設（静岡県浜岡原子力防災センター）の運営訓練を実施する。

#### 3.2 訓練場所

静岡県浜岡原子力防災センター

#### 3.3 参加機関

##### (1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

##### (2) 指定地方行政機関等

経済産業省中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、浜岡原子力保安検査官事務所、第三管区海上保安本部、清水海上保安部、御前崎海上保安署、気象庁東京管区气象台、静岡地方气象台、環境省環境事務所、農林水産省関東農政局、中部運輸局、中部地方整備局、関東管区警察局、陸上自衛隊東部方面隊、海上自衛隊第21航空群、航空自衛隊航空総隊、航空自衛隊航空支援集団、東海北陸厚生局、静岡労働局

##### (3) 地方公共団体等

静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、静岡県警察本部、菊川警察署、牧之原警察署、掛川警察署、清水警察署、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、菊川市消防本部、掛川市消防本部、静岡県環境放射線監視センター

##### (4) 指定公共機関等

独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

##### (5) 訓練対象原子力事業者

中部電力株式会社

#### 3.4 訓練内容

##### 3.4.1 静岡県浜岡原子力防災センターの立ち上げ

原災法第10条に基づく通報等を受け、原子力防災専門官が運営要領等に基づき関係地方公共団体職員等と協力して、静岡県浜岡原子力防災センターの立ち上げを行う。

##### 3.4.2 現地事故対策連絡会議の運営

原子力防災専門官が中心となり、初動対応を開始し、関係機関が情報の共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催する。

##### 3.4.3 原子力災害現地対策本部設置・運営

現地に派遣した関係省庁の要員が協力して、現地における詳細な情報の収集、原子力災害対策本部、

関係地方公共団体等への情報の伝達、原子力災害合同対策協議会の設置等を実施する。

#### 3. 4. 4 原子力災害合同対策協議会運営

##### (1) 原子力災害合同対策協議会の運営

政府の原子力災害現地対策本部、静岡県災害対策本部、原子力事業者等が情報を共有し、相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会全体会議を開催する。

##### (2) 緊急事態対応方針決定会議の運営

原子力災害合同対策協議会全体会議に先立って、緊急事態対応方針決定会議を招集し、緊急事態対応対策等を決定する。

##### (3) 各機能班の運営

国、関係地方公共団体、原子力事業者等から構成される各機能班（総括班、広報班、プラント班、放射線班、住民安全班、医療班、運営支援班）の運営訓練を行う。

## 第3節 国が主体となつて行う訓練実施要領

### 1 初動・警戒段階の対応訓練

#### 1.1 目的

初動態勢を迅速に構築し、初期対応を的確に実施するため、経済産業省原子力災害警戒本部の設置・運営及び関係省庁事故対策連絡会議運営等の訓練を実施する。

#### 1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省

#### 1.3 訓練内容

##### 1.3.1 初動時における対応訓練

- (1) 原子力安全・保安院原子力事故対策本部を設置するとともに職員を先行派遣する。
- (2) 関係機関等への情報の伝達訓練を行う。
- (3) 報道機関へのプレス等の広報訓練を行う。

##### 1.3.2 警戒段階における対応訓練

- (1) 原災法第10条通報受信及び同第15条に規定する原子力緊急事態に該当しない旨の関係機関等への情報の伝達、警戒態勢の要請、経済産業省警戒本部の設置、関係省庁事故対策連絡会議開催等に係る措置についての訓練を行う。
- (2) 官邸対策室設置などの初動対処のための訓練を実施する。
- (3) 経済産業省原子力災害警戒本部設置・運営  
経済産業省原子力災害警戒本部を設置し、国の職員、専門家の派遣等必要な措置を指示する。
- (4) 関係省庁事故対策連絡会議運営  
原災法第10条の通報を受け、事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

### 2 原子力緊急事態宣言に係る訓練

#### 2.1 目的

原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）等の枠組みに従った各種の所要動作の訓練を実施し、緊急時対応の手続きの確認等を行う。

#### 2.2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、国土交通省、海上保安庁、環境省、静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、中部電力株式会社

#### 2.3 訓練内容

2.3.1 原子力安全・保安院長が行う原災法第15条に規定する原子力緊急事態に該当するか否かの判断、経済産業大臣に対する上申、公示案等の作成等の措置について訓練を行う。

2. 3. 2 経済産業大臣が行う経済産業省災害対策本部の設置、公示案等についての協議、内閣総理大臣に対する緊急事態宣言及び権限の一部の現地対策本部長への委任の上申に関する措置についての訓練を行う。

2. 3. 3 内閣総理大臣が行う緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置、権限の一部の現地対策本部長への委任、自衛隊への原子力災害派遣要請等の措置についての訓練を行う。

2. 3. 4 原災法第15条に従い、事故収束に伴う緊急事態解除宣言の発出等に関する措置についての訓練を行う。

### 3 緊急事態における対応訓練

#### 3. 1 目的

緊急時における関係省庁の応急活動態勢及び指揮系統の確立を図るため、原子力災害対策本部の設置運営、原子力安全委員会の助言、緊急消防援助隊の出動等に係る訓練を行う。

#### 3. 2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力安全委員会、食品安全委員会、国家公安委員会、警察庁、防衛省、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、独立行政法人原子力安全基盤機構、財団法人原子力安全技術センター

#### 3. 3 訓練内容

関係省庁が連携して原子力災害対策本部を設置し、現地等からの情報を収集、分析し、必要な応急対策を検討する。

##### 3. 3. 1 会議運営

- (1) 原子力災害対策本部会議は3回実施として設定する。
- (2) 第1回原子力災害対策本部会議は、内閣総理大臣、経済産業大臣他関係閣僚が官邸4階大会議室で応急対策措置に係る会議を実施する。
- (3) 現地対策本部長から関係地方公共団体の長に対する避難等の指示は、静岡県浜岡原子力防災センターと静岡県庁をテレビ会議で結んで実施する。
- (4) 第2回原子力災害対策本部会議は、静岡県浜岡原子力防災センターと経済産業省緊急時対応センターをテレビ会議で結び、関係地方公共団体の長に対する避難等の指示に関する経済産業大臣（内閣総理大臣の代行）への報告を実施する。
- (5) 第3回原子力災害対策本部会議は、原子力安全・保安院長（内閣総理大臣の代行）他関係者が経済産業省緊急時対応センターで原子力安全委員会の助言を受け、原子力緊急事態解除宣言に係る会議を実施する。
- (6) 応急対策措置に係る原子力安全委員会の助言機能を確認する。

##### 3. 3. 2 各機能班運営

関係省庁から構成される各機能班（総括班、広報班、プラント班、放射線班、住民安全班、医療班）の運営訓練を行う（防災ロボットの出動指示を含む）。

##### 3. 3. 3 緊急消防援助隊の出動訓練

消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示に係る訓練を実施する。

##### 3. 3. 4 防災ロボットの輸送訓練

自衛隊による防災ロボットの輸送に係る訓練を実施する。

## 4 広報訓練

### 4.1 目的

東京及び現地の広報班を中心に事業者及び関係地方公共団体と密接に連携し、的確且つ迅速に報道機関等に情報を提供するとともに、緊急時の対応要領についての能力向上を図る。  
また、住民に対する情報連絡、伝達体制を確立し、適切な住民広報を行う。

### 4.2 参加機関

原子力安全・保安院、外務省、独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本放送協会水戸放送局、独立行政法人原子力安全基盤機構、その他報道機関、静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、中部電力株式会社

### 4.3 訓練内容

#### 4.3.1 報道対応訓練

東京及び現地において、広報官による報道対応訓練（模擬記者会見）を実施する。訓練では模擬記者による質疑応答を行う。

##### (1) 東京

現地対策本部と緊密に連携して、現地等の状況について迅速に情報提供を行う。

##### (2) 現地

迅速且つ正確な情報の収集を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体、事業者が適切に役割を分担し、事故状況、住民等の情報、対応方針等について情報の提供を行う。

#### 4.3.2 住民広報訓練

国、地方公共団体、事業者等が緊密に連携して住民等の安全確保に係る情報の収集、住民への広報体制を確立するとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構から専門家を現地に派遣し「問合せ窓口」を地方公共団体（静岡県）に設置し、地域住民の方々やマスメディア関係者等からの放射線安全を含めた原子力災害に関する問い合わせに対応する（別紙-11 緊急時における「問い合わせ窓口」の設置について）。

#### 4.3.3 海外への情報発信

海外政府機関や国際原子力機関（IAEA）及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関等への情報発信を行う。

## 第4節 関係地方公共団体が主体となつて行う訓練実施要領

### 1 災害対策本部設置・運営訓練

#### 1. 1 目的

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）及び静岡県地域防災計画（原子力対策編）に基づき、国、県、関係市（御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市）、防災関係機関等が共同して訓練を実施することにより、原子力緊急時における防災対策の円滑化を図り、住民等の安全を確保する。

#### 1. 2 参加機関

静岡県 … 県本部(県庁別館 5階危機管理センター)

県現地本部(浜岡原子力防災センター)

御前崎市…市災害対策本部(浜岡原子力防災センター 2階)

牧之原市…市災害対策本部(市役所)

掛川市…市災害対策本部(市役所)

菊川市…市災害対策本部(市役所)

※関係市、静岡県警察本部、地元消防機関等から連絡員を浜岡原子力防災センターに派遣する。

#### 1. 3 訓練内容

##### 1. 3. 1 県災害対策本部等設置運営訓練

###### (1) 本部会議運営訓練

災害対策本部において本部員会議、対策会議を開催し、各種応急対策の重要事項について協議する。なお、本部員会議終了後に、速やかに報道発表訓練（図上）を行う。

###### (2) 各部及び本部運営訓練

県災害対策本部要員が災害対策室へ参集し、訓練想定を踏まえた各種応急対策を実施する。また、各部局においても関係機関との調整項目について図上演習を行う。

###### (3) 現地災害対策本部運営訓練

副知事を現地災害対策本部長として浜岡原子力防災センターに派遣し、関係職員とともに、現地での対策の立案、実施にあたらせる。

##### 1. 3. 2 市町村災害対策本部設置運営訓練

関係市町村において、各市町村の地域防災計画に基づき災害対策本部等の設置運営訓練を行う。

### 2 静岡県浜岡原子力防災センター参集訓練（運営訓練）

#### 2. 1 目的

関係機関のあらかじめ指名した要員をオフサイトセンターに派遣し、合同対策協議会の機能班設置に向けた体制を構築し、運営を行う。

#### 2. 2 参加機関

静岡県、静岡県警察本部、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市

#### 2. 3 訓練内容

##### 2. 3. 1 要員派遣訓練

関係機関は、訓練時の事故通報に応じ静岡県浜岡原子力防災センターに予め指定された要員を派遣する。

### 2. 3. 2 防災関係機関連絡調整訓練

オフサイトセンターに参集した要員は、緊急事態応急対策について防災関係機関相互の連絡調整を行なう。

事態の進展状況に応じ、必要な協議を行うとともに段階的に態勢を拡大し対応する。

### 2. 3. 3 情報伝達訓練

各連絡員は、オフサイトセンターと県及び市町村が設置した災害対策本部との間で情報伝達及び緊急事態応急対策に係る連絡調整を行なう。

## 3 緊急時モニタリング訓練（陸上・空中・海洋）

### 3. 1 目的

関係協力機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う訓練

### 3. 2 参加機関

静岡県、静岡県環境放射線監視センター、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市  
御前崎海上保安署、陸上自衛隊東部方面隊

### 3. 3 訓練内容

#### 3. 3. 1 緊急モニタリングセンターの設置・運営訓練

- (1) 環境放射線監視センターの緊急時体制への移行訓練
- (2) 緊急モニタリングセンターの立ち上げ訓練
- (3) モニタリング計画の策定、実施
- (4) 各モニタリング班の参集によるモニタリング計画、現地情報の確認
- (5) モニタリング結果の評価・解析、SPEEDI 予測結果評価による防護対策に係る情報提供

#### 3. 3. 2 関係機関のモニタリング班による現地活動・通信連絡訓練

- (1) 固定測定局監視(中部電力)
- (2) 環境試料測定調査
- (3) 陸上、空中、海洋サーベイの実施
- (4) 可搬型ポストの設置、データ通信
- (5) モニタリング班の汚染検査、除染

## 4 住民広報活動訓練

### 4. 1 目的

防災行政無線や広報車及び地域 CATV やインターネット等を活用して、住民に対して情報伝達を行う訓練

### 4. 2 参加機関

静岡県、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、掛川市消防本部、菊川市消防本部

### 4. 3 訓練内容

#### 4. 3. 1 報道機関への報道要請等

(1) 報道機関への情報提供訓練  
県災害対策本部、関係市災害対策本部名で、報道発表を行う。

#### 4. 3. 2 地域住民への情報提供

- (1) 広報車及び防災行政無線等による広報訓練
- ・関係市町村において、広報車や防災行政無線（戸別受信機を含む）や CATV を活用した広報を行う。
  - ・県、県警及び関係市町村において、避難に係る交通規制区間及び迂回路等に関する案内を行う。
- (2) 避難所における情報提供
- ・事故の状況等の必要な情報について随時提供を行う。
  - ・避難所周辺の環境放射線の測定情報を避難所に提供する。
  - ・関係機関と連携し、避難所において防災教室の開催及び災害新聞の配布等を行う。
- (3) 障害のある方や外国籍住民に配慮した情報提供
- ・障害のある方（耳の不自由な方）に対し、同報無線に代わる手段として、FAX やメール配信による防災情報の提供を行う。
  - ・地域に多く居住している外国籍住民に向け、外国語での防災情報を発信する。

#### 4. 3. 3 特殊車両の展示訓練

陸上自衛隊や日本原子力研究開発機構等における特殊車両を避難所（新野公民館、相良公民館）に展示し、緊急時の活動内容の啓発を行う。

#### 4. 3. 4 ホームページを活用した広報訓練

県、関係市において、インターネットのホームページを活用した広報を行う。

#### 4. 3. 5 住民問い合わせに対する対応訓練

県災害対策本部において、電話による住民からの事故情報、放射線による人体への影響などの問い合わせに対応する。

### 5 住民避難訓練

#### 5. 1 目的

避難対象地区の住民を避難所まで迅速かつ安全に避難させる訓練

#### 5. 2 参加機関

静岡県、静岡県警察本部、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、掛川市消防本部、菊川市消防本部、陸上自衛隊東部方面隊（輸送支援）

#### 5. 3 訓練内容

##### 5. 3. 1 住民避難

###### (1) 搬送車両による避難

防護対策区域内の住民を一時集合場所からバスを活用して的確かつ速やかに避難所に避難させる。

なお、バスの調達量の不足に備え、陸上自衛隊車両による支援を求める。

## 6 災害時要援護者避難訓練

### 6.1 目的

災害時要援護者を避難所及び受入避難所まで迅速かつ安全に避難させる訓練

### 6.2 参加機関

御前崎市、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部

### 6.3 訓練内容

#### 6.3.1 在宅の災害時要援護者の避難支援訓練

防護対策区域内の歩行困難な高齢者等を避難させるため、市福祉部局が中心となり把握している災害時要援護者を、消防機関の支援のもと、避難支援車両を活用して避難所へ避難させる。

## 7 避難所・救護所の設置・運営訓練

### 7.1 目的

避難所の設置(関係市)、救護所の設置(県)及び運営を行う訓練

### 7.2 参加機関

御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、静岡県、中部健康福祉センター、西部健康福祉センター、放射線医学総合研究所、陸上自衛隊東部方面隊、静岡県警察本部、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、県内公立病院、放射線技師会等

### 7.3 訓練内容

#### 7.3.1 設置

(1) 御前崎市、牧之原市は、避難所を、それぞれの市内に開設、県は御前崎市と協力して救護所を避難所に併設する。

#### 7.3.2 運営

- (1) 市職員による住民の避難状況の把握
- (2) 医療関係者によるスクリーニングの実施
- (3) スクリーニング後の避難住民の収容・保護及び運営管理
- (4) 避難住民の支援活動(移動交番、事故情報の提供、相談コーナーの設置、外国語による情報提供の実施)
- (5) その他(炊き出し、防災教室等)

## 8 緊急被ばく医療訓練

### 8.1 目的

県の設置する救護所における住民へのスクリーニングや問診の支援(再掲)、初期～三次被ばく医療機関への被ばく患者の搬送を含めた緊急被ばく医療活動を行う訓練

### 8.2 参加機関

静岡県(健康福祉部)、放射線医学総合研究所、御前崎市立総合病院、静岡県立総合病院、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、静岡市消防防災航空隊、静岡市消防局、中部電力株式会社

### 8.3 訓練内容

### 8. 3. 1 県の設置した救護所の運営支援

国の専門機関から派遣される医療チームの派遣、受け入れ調整を実施する。

- (1) 救護所への支援要員の派遣受け入れ調整訓練
- (2) スクリーニングチームによるスクリーニング訓練
- (3) 救護チームによる問診、救護等訓練等

### 8. 3. 2 初期～三次被ばく医療機関への搬送等、医療機関の連携訓練

- (1) 被ばく患者（発電所内事故による）の発生を受け、事業所と地元消防本部により汚染拡大防止措置を講じたうえでの初期被ばく医療機関への搬送
- (2) 初期被ばく医療機関での処置受け入れ訓練
- (3) 初期被ばく医療機関から、二次被ばく医療機関への搬送訓練（ヘリコプターによる実動）
- (4) 二次被ばく医療機関から、三次被ばく医療機関への搬送訓練（図上訓練）

### 8. 3. 3 安定ヨウ素剤調製・搬送訓練及び住民への普及啓発

救護所への安定ヨウ素剤の搬送、配布準備訓練

安定ヨウ素剤に関する啓発資料の展示、防災研修での説明

## 9 交通規制・警戒警備訓練

### 9. 1 目的

警察及び海上保安庁等により交通規制及び船舶航行規制等を行う訓練

### 9. 2 参加機関

静岡県、静岡県警察本部、清水海上保安部、御前崎海上保安署

### 9. 3 訓練内容

#### 9. 3. 1 交通規制訓練

##### (1) 交通規制訓練

- ・防護対策区域への立入禁止措置の一環として国道150号などの交通規制を実施
- ・交通規制実施路線及び迂回路への要員の配置・安全対策の実施

#### 9. 3. 2 防護対策区域を中心とした警戒警備訓練（図上）

- (1) 陸上…事前に策定した警備計画に基づき、防護対策区域を中心として、警戒警備活動や広報活動を行う。
- (2) 海上…防護対策区域の海上から船舶による警戒警備活動や広報活動を行う。

## 第5節 原子力事業者が主体となつて行う訓練実施要領

### 1 事故拡大防止訓練

#### 1. 1 目的

事故拡大防止措置の検討及び、環境に放出される放射性物質による放射線量等の影響範囲の推定が適切に実施できることを確認する。

#### 1. 2 参加機関

中部電力株式会社

#### 1. 3 訓練内容

- (1) 浜岡原子力発電所の対策本部は、事故状況を把握するとともに事故拡大防止措置の検討を行う。
- (2) 発生事象に対する状況を把握し、環境に放出される放射性物質量を評価するとともに、放射線量等による影響範囲の推定を行う。

### 2 災害対策本部の設営及び通報・連絡訓練

#### 2. 1 目的

事象の情勢に応じた緊急体制の発令、要員の招集及び対策本部（発電所・本店）の設置を実施するとともに、特定事象発生の通報、応急措置等についての情報提供を通じ関係機関との連携強化を図る。（緊急体制：原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき（浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画より））

#### 2. 2 参加機関

中部電力株式会社

#### 2. 3 訓練内容

##### 2. 3. 1 対策本部の設営

- (1) 原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に基づき事象の情勢に応じた緊急体制を発令する。
- (2) 緊急体制の発令に伴い、非常召集連絡網等を使用して、発電所緊急時対策所に対策要員を非常招集し、発電所対策本部を設置する。
- (3) 原子力防災管理者から原子力発電所における緊急体制発令の連絡を受けた本店は、本店防災会議室に対策要員を非常招集し、本店対策本部を設置する。

##### 2. 3. 2 通報・連絡

予め定められた通報経路に従って関係機関に対し特定事象発生の通報を行うとともに、事象状況の経過連絡及び、応急措置の概要報告を行う。

### 3 緊急時環境モニタリング訓練

#### 3. 1 目的

原子力発電所敷地周辺の環境モニタリングを行い、その結果を関係機関に通報するとともに、地方公共団体緊急時環境モニタリングへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ関係機関との連携強化を図る。

3. 2 参加機関  
中部電力株式会社

3. 3 訓練内容

3. 3. 1 緊急時環境モニタリング

- (1) 放射線管理班長は、原子力発電所敷地周辺の環境モニタリングを実施する。
- (2) 測定結果を、発電所本部長へ報告する。
- (3) 測定結果の報告を受けた発電所本部長は、関係機関にその結果を連絡する。

3. 3. 2 県緊急時モニタリングへの派遣

原子力防災管理者は、県本部からの要請に基づき、緊急時モニタリング要員の派遣及び資機材の提供を行う。

## 4 避難誘導訓練

4. 1 目的

原子力発電所構内作業員及び来訪者の避難誘導及び避難場所への輸送を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限が迅速かつ的確に実施できることを確認する。

4. 2 参加機関  
中部電力株式会社

4. 3 訓練内容

4. 3. 1 避難誘導

支援・消防班長は、所内放送設備等により、発電所構内作業員及び来訪者に対して、指定する一時退避先に集合するよう周知を行う。

支援・消防班長は避難誘導員に対して、指定した一時退避先へ集合させた発電所構内作業員及び来訪者を、車両等により発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

4. 3. 2 立入制限

緊急体制発令中においては、支援・消防班長は発電所構内への立入を制限する。

## 5 救助・医療活動訓練

5. 1 目的

原子力発電所構内において被ばくを伴う負傷者について、汚染除去等の応急措置を施したうえで、関係機関と連携し被ばく医療機関への搬送が適切に実施できることを確認する。

5. 2 参加機関  
中部電力株式会社、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部

5. 3 訓練内容

5. 3. 1 救助活動

負傷者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

5. 3. 2 応急措置

救護厚生班長は、負傷者に対し、汚染除去等の応急措置を行う。

### 5. 3. 3 病院への搬送

救護厚生班長は、被ばくを伴う負傷者について、外部の医療機関への搬送及び治療等の措置について発電所対策本部を通じて関係機関へ依頼する。

支援・消防班長、到着した救急隊員に事故の概要、負傷者の状況及び汚染の有無等に関する情報を伝達する。また、汚染除去等の応急処置を施した負傷者の搬送に、放射線管理の知識を有する要員を病院まで同行させる。

### 5. 3. 4 救急車等の汚染検査

救護厚生班長は、搬送に使用した救急車、航空機及び、病院処置室の汚染検査を行い、関係者に汚染の有無を報告する。

## 6 原子力発電所消防訓練

### 6. 1 目的

原子力災害時に原子力発電所で発生した火災に対して、対応措置が適切に実施できることを確認するとともに、関係機関等との連係を確認する。

### 6. 2 参加機関

中部電力株式会社、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部

### 6. 3 訓練内容

- (1) 火災の発見者は、直ちに指令課長へ連絡する。
- (2) 連絡を受けた発電指令課長は、電話にて消防署へ連絡する。また、社内関係者へ火災発生  
の連絡、運転員を現場へ急行させるとともに、防災長へ連絡し化学消防自動車の出動を要請  
するなど定められた手順に従い対応する。
- (3) 現場に到着した初期消火要員は化学消防自動車、可搬式消火ポンプ等を使用し適切な消火  
活動を行う。(屋外消火栓は故障により使用不可と想定する)
- (4) 消防署到着後は、消防署消防隊の指揮下で連携して活動を行う。消火後は消防署消防隊の  
鎮火確認を受ける。

## 7 原子力事業者支援連携訓練

### 7. 1 目的

原子力事業者間の取り決めに基づき、原災法第 15 条時点で要員派遣及び資機材提供等の支援要請  
の連絡を行うことにより、迅速かつ的確な支援要請ができることを確認する。

### 7. 2 参加機関

中部電力株式会社、日本原子力発電株式会社

### 7. 3 訓練内容

- (1) 原子力防災管理者は、当社以外の原子力事業者からの応援を、本店対策本部長に要請する。
- (2) 本店対策本部長は、原子力事業者間の取り決めに基づき、日本原子力発電株式会社に要員  
派遣及び資機材提供等の支援要請の連絡を行う。

- (3) 協力要請を受けた日本原子力発電株式会社は、浜岡原子力館に要員を派遣する。
- (4) 支援本部より要員の派遣及び資機材の貸与等、必要な支援活動を行う。